第四号様式及び第十三号の四様式から第十三の七様式までを次のように改める。

裏

児童福祉法第十八条の十六　（略）

②　前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

③　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

④　児童福祉法第三十四条の五　都道府県知事は、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③・④　（略）

②　第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

児童福祉法第四十六条第一項及び第二項の規定は、都道府県知事は、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

児童福祉法第四十六条第一項及び第二項の規定は、都道府県知事は、児童自立生活援助事業等、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

③　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

④　児童福祉法第三十四条の五　都道府県知事は、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③・④　（略）

児童福祉法第五十九条の五　第二十一条の三第一項、第三十四条の五第一項、第三十四条の六第一項、第四十六条第一項及び第二項の規定は、児童の福祉の利益を保護するため緊急の必要があると内閣総理大臣が認める場合にあつては、内閣総理大臣又は都道府県知事が行うものとする。

②　前項の規定により内閣総理大臣に関する法律の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、内閣総理大臣に適用があるものとする。

③・④　（略）

聴き、その事業の「とあるのは「その施設の意見を聴き、その施設の事業の「とする。

第四号様式（第六条の七第三項関係）

縦十センチメートル　横八センチメートル

第　号	令和　年　月　日交付
証明書	
所属 職名 氏	
右の者は、児童福祉法第五十九条の五第二項の規定により内閣総理大臣に適用があるものとされた同法第三十四条の五又は同法第四十六条の規定による質問又は立入検査をする職権を行う者であることを証明する。	
こども家庭庁長官 又は地方厚生局長 印	